

サラリーマンなどが加入する厚生年金(公務員が加入する共済年金も含む)は給与などの報酬の額に応じて保険料を納付し、その記録に基づいて厚生年金(共済年金も含む)が支払われます。

離婚などをした場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚などから2年以内に手続きを行っていただく必要がありますので、お早めに年金事務所へご相談ください。

◆年金の分割方法

①合意分割制度

- お二人の合意により婚姻期間中の厚生年金記録を分割できます。
- お二人の合意がまとまらない場合は当事者の一方からの請求により、裁判所が按分割合を定めることができます。

②3号分割制度

- 国民年金の第3号被保険者(厚生年金の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満)であった方からの請求により、厚生年金記録を分割できます。
- 年金分割の割合は2分の1ずつとなります。
- 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※上記①②のいずれの制度も共済組合等の組合員である期間を含みます。

日本年金機構からのお知らせ

- 令和4年4月より年金手帳の発行は廃止となり、基礎年金番号通知書の発行に変わりました。

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署

風水害から身を守る 一警戒レベルごとの対応一

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

近年、台風や局地的大雨、集中豪雨による土砂災害や、河川の氾濫・洪水といった広範囲に被害をもたらす災害が多発しています。私たちが住んでいる笠松町は木曽川や境川に近い場所に位置しており、大雨などによっていつ災害が発生するか分かりません。

そこで今回は、警戒レベルごとの対応について説明します。

令和3年5月20日から「避難勧告」は廃止され、警戒レベルはレベル1から5に分類されています。

●警戒レベル1：【早期注意情報】

今後気象状況悪化のおそれがあるため、テレビやラジオなどで気象情報に注意しましょう。

●警戒レベル2：【大雨・洪水注意報】

気象状況が悪化しているため、ハザードマップの再確認や避難できる準備をしておきましょう。

●警戒レベル3：【高齢者等避難】

避難に時間がかかる高齢の方、障害のある方などは避難を開始しましょう。高齢者など以外の方でも危険を感じたら自主的に避難しましょう。

●警戒レベル4：【避難指示】

危険な場所から「全員避難」しましょう。

●警戒レベル5：【緊急安全確保】

災害発生または切迫しており、安全な避難ができず命が危険な状況を示しますので、必ず「警戒レベル4」までに安全な場所へ避難しましょう。

避難は小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。避難にはその他に次の3つの行動があります。

ハザードマップで安全かどうかの確認をして

- ①安全な地域に住んでいる親戚・知人宅へ連絡、相談をして避難する。
- ②安全なホテル・旅館へ避難する。
- ③建物が頑丈で家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない。浸水深より居室は高い。水がひくまで我慢でき十分な水や食糧などの備えがある。3つの条件が確認でき大丈夫であれば自宅などの屋内で安全を確保する。

避難をする時は、マスク・消毒液・体温計・石鹸など感染予防対策グッズを持参するようにしましょう。

